

# 勤務先退職(及び短時間勤務化)による被扶養者認定手続きについて

2021.4

京阪グループ健康保険組合

## 1. 届出時期

前職の退職後(短時間勤務化後)です

- ・退職予定として事前に届出することはできません。

離職票が手許に届いてからの健康保険組合届出で結構です

- ・認定要件を満たしていれば、退職翌日に遡って認定します。
- ・正当な理由なく退職日から一ヶ月以上経過してからの届出は、書類提出日をもって扶養認定日とします。

## 2. 提出書類

★下記書類のうち、「届出時にマイナンバーを提出できる会社」は、

③住民票・④所得証明書の提出は不要です。(健康保険組合がマイナンバーで確認します)

「マイナンバー提出会社」かどうかは、被扶養者増届に記載しています。

### ①被扶養者増届

- ・京阪健保規定のもの(組合HPからダウンロードできます)

### ②認定のための理由書(同上)

### ③住民票(同居世帯全員分、被保険者との続柄の記載があるもの、発行から3ヵ月以内)

### ④所得証明書(最新のもの、発行から3ヵ月以内)

### ⑤離職票1(白色)、離職票2(緑色(電子版の場合は白色))

- ・雇用保険加入者のみご提出ください。
- ・退職後2週間程度で交付されます。
- ・原本をご提出ください。内容確認後、お返しします。

### ⑥前職の健康保険組合・共済組合等からの喪失証明書

- ・雇用保険未加入または雇用保険加入で短時間勤務化の方のみ提出ください。

### ⑦雇用内容調査票(パートなど短時間勤務される場合)

- ・勤務先の証明(押印要)が必要です。

※これ以外にも、認定審査に必要な書類の提出をお願いすることもあります。

## 3. 退職から認定までの間の医療機関受診について

- ・「健康保険手続き中につき保険証はない」とお伝えください。
- ・医療費は一旦全額(10割)お支払いいただくこととなりますが、後日所定の手続きを経て、健康保険組合から7割分は返還します。

※受診同月内に京阪健保の保険証が交付され医療機関に保険証を提示した場合は、医療機関で7割分の返還が受けられる場合もあります。受診した医療機関におたずねください。

- ・以前所属の健康保険組合等の保険証は絶対に使用しないでください。

退職後すみやかに、所属していた会社に返納ください。

## 4. 手続き中におけるマイナンバーカードの健康保険証利用について

- ・京阪健保の保険証がお手元に届くまでは、マイナンバーカードを保険証として利用することはできません。(医療機関で京阪健保加入の情報は参照されません)
- ・保険証到着までの間に医療機関でマイナンバーカードを提示してしまうと、前職での健康保険組合・等の情報が表示されることがあり、医療機関等に迷惑をかけることとなります。

※絶対に利用しないようお願いいたします。

以上

## 被扶養者認定に必要な添付書類

被扶養者増届(組合所定様式)の他に、下記A・B書類をあわせて御提出ください

### A. 必須書類

(扶養しようとする方すべてに必要な書類)

**住民票のお願い**  
個人番号管理の都合上、右下リスト  
2.個人番号届「不要」住民票「必要」の場合は  
「個人番号記載なし」の住民票をご用意ください。

必要書類	原本orコピー(提出原本の書類取り扱い)
①被扶養者増届(全員・組合所定様式) ②右下リスト区分による「個人番号届」もしくは「住民票」 ・お勤めの会社により、「個人番号届」が「住民票」のどちらかの提出となります。 ・住民票は、被保険者・世帯主と被扶養者にしようとする方との続柄記載があるもの ・兄弟姉妹を扶養する場合には、被保険者の戸籍抄本も必要となります ③被扶養者認定のための理由書(組合所定様式) ※出生の場合は不要です	原本 原本(組合で保存) 「個人番号届」提出の特例 子の増届において被保険者が世帯主でない場合、個人番号届の他、世帯主を含めた住民票も提出してください。 原本

### B. 扶養しようとする方の状況に応じて必要となる書類

続柄	状況	必要書類	原本orコピー(提出原本の書類取り扱い)
子供	(1)出生	(右下リスト1)被扶養者増届+個人番号届 (右下リスト2)住民票(被保険者との続柄記載があるもの)もしくは出生届受理証明書 ※出生届受理証明書を提出の場合は住民票は不要 ※「被扶養者認定のための理由書」は不要	原本 新生児の個人番号の確認書類 ・住民票(出生届の当日か翌日以降:自治体により異なる) ・世帯主に送られる個人番号通知(出生届から約1週間) ※出生届受理証明書には記載されません
	(2)被保険者の資格取得時(会社就職時) ①15歳以下(中学生まで) ②16歳から18歳(高校生など)	(A. 必須書類のみ) 通学中 通学を証明する書類(在学証明書もしくは学生証等のコピー)	在学証明書は原本(組合で保存)、学生証はコピー
		就労中 所得証明書 雇用内容調査票(雇用先に書いてもらう)	原本(組合で保存) 原本(組合で保存)
	③19歳以上(就労中、大学生、各種学校)	就労中 所得証明書 雇用内容調査票(雇用先に書いてもらう)	原本(組合で保存) 原本(組合で保存)
		通学中 通学を証明する書類(在学証明書もしくは学生証等のコピー) 所得証明書 雇用内容調査票(雇用先に書いてもらう)※アルバイト等の所得がある方のみ	在学証明書は原本(組合で保存)、学生証はコピー 原本(組合で保存) 原本(組合で保存)
	(3)被保険者の資格取得後(会社就職後) ①15歳以下(中学生まで) ②16歳以上18歳以下(高校生など) ③19歳以上(就労中、大学生、各種学校)	上記「被保険者の資格取得時」と同じ書類 上記「被保険者の資格取得時」と同じ書類 通学中の場合は、上記「被保険者の資格取得時」と同じ書類 退職等の場合は、下記「続柄 配偶者・親・兄弟姉妹」と同じ書類	
配偶者 親 兄弟姉妹	(1)被保険者の資格取得時(会社就職時) ①18歳以下 ②19歳以上 別居の場合(単身赴任を除く)は、 ※記載の書類も必要	上記「子供」と同じ書類 通学中 上記「子供-被保険者の資格取得時」と同じ書類 就労中 所得証明書 雇用内容調査票(雇用先に書いてもらう) 自営業者 所得証明書 直近の確定申告書類一式(所得税青色申告決算書・収支内訳書等を含む) 専業主婦、就職活動中、在宅など 所得証明書 ※「被扶養者認定のための理由書」に状況を詳しくお書きいただき、公的証明書等をお持ちの場合はそのコピーも添付してください ※別居の場合(単身赴任を除く) 上記書類の他、仕送りを証明する書類(銀行振込票、預金通帳等)	原本(組合で保存) 原本(組合で保存) 原本(組合で保存) コピー 原本(組合で保存) 銀行振込票は原本(組合確認後に返却) 預金通帳等はコピー(振込関係以外の箇所は塗りつぶしてください)
	(2)被保険者の資格取得後(会社就職後) ●結婚して配偶者を扶養家族とする	結婚前の状況に応じ、下記書類を提出してください (状況確認のため、婚姻日がわかる書類(戸籍抄本など)の提出をお願いすることがあります)	
	●対象者の収入変動 ①退職して収入がなくなった	雇用保険加入、失業保険受給前(待機期間中) 所得証明書 年金通知書(年金受給者のみ) 離職票1・2	原本(組合で保存) 原本(組合確認後に返却) 原本(組合確認後に返却)
		雇用保険加入、失業保険を受給(給付日額が3,611円以下の場合のみ認定対象) 所得証明書 年金通知書(年金受給者のみ) 離職票1・2	原本(組合で保存) 原本(組合確認後に返却) 原本(組合確認後に返却)
		雇用保険加入、出産等により失業保険の受給を延長 所得証明書 年金通知書(年金受給者のみ) 離職票1・2 ※雇用保険受給延長通知書(申請前の場合は後日)	原本(組合で保存) 原本(組合確認後に返却) 原本(組合確認後に返却) 原本(組合確認後に返却)
		雇用保険加入、失業保険は受給しない 所得証明書 年金通知書(年金受給者のみ) 離職票1・2(就職期間が短い等で離職票2の交付を受けてない場合は離職票1のみ) 失業給付を受けない旨の念書	原本(組合で保存) 原本(組合確認後に返却) 原本(組合確認後に返却)
		雇用保険未加入 所得証明書 年金通知書(年金受給者のみ) 退職を証する書類(もと勤務先が発行する退職証明書など) 雇用保険に未加入であった旨を証明するもの(退職直前の給与明細等)	原本(組合で保存) 原本(組合確認後に返却) 原本(組合確認後に返却)
	②失業給付の受給が終了した	所得証明書 年金通知書(年金受給者のみ) 雇用保険受給資格者証(失業給付の受給終了が印字されているもの)	原本(組合で保存) 原本(組合確認後に返却) 原本(組合確認後に返却)
	③引き続き働いているが収入が減少した (転職も含む)	所得証明書 年金通知書(年金受給者のみ) 雇用内容調査票もしくは雇用契約書 健康保険資格喪失証明書または退職を証する書類(もと勤務先が発行する退職証明書など)	原本(組合で保存) 原本(組合確認後に返却) 原本(調査票は組合で保存、雇用契約書は組合確認後に返却) 原本(組合で保存)
	●これまで扶養していた人に代わり、 被保険者が扶養することとなった (下記★参照)	全員 所得証明書 ・会社等に勤務の方 雇用内容調査票(雇用先に書いてもらう) ・自営業の方 直近の確定申告書類一式(所得税青色申告決算書・収支内訳書等を含む) ・年金支給対象年齢の方 年金通知書 ・別居の方(単身赴任を除く) 仕送りを証明する書類(銀行振込票、預金通帳等)  ※「被扶養者認定のための理由書」にも状況を詳しくお書きいただき、公的証明書等をお持ちの場合はそのコピーも添付してください	原本(組合で保存) 原本(組合で保存) コピー 原本(組合確認後に返却) 銀行振込票は原本(組合確認後に返却) 預金通帳等はコピー(振込関係以外の箇所は塗りつぶして下さい)

※対象者の所得や就労状況に応じ、他書類を追加で提出していただくこともあります  
また提出書類等について、健康保険組合からお尋ねすることもあります  
※年齢は、認定を受けようとする日(被保険者の資格取得日などの扶養事実発生日)が属する年度の満年齢になります  
(例 平成28年9月1日に認定を受けようとする「平成9年11月1日生まれの子」の年齢は、「19歳」となります)  
※住民票、所得証明書および戸籍抄本は、発行から3ヶ月以内のものを添付してください  
※所得証明書は、最新のものを添付してください。  
毎年5月頃までは前々分(1~12月)、それ以降は前年分が交付されます  
所得証明書・雇用内容調査票の記載に応じて源泉徴収票や給与支給明細書の提出をお願いすることもあります。  
※所得証明書に代えて源泉徴収票・給与明細を提出されましても、必要書類提出とは認められませんのでご注意ください。  
(給与所得以外の恒常的収入も年間収入基準の対象となるため、所得証明書で確認いたします)  
★これまで扶養していた人に代わり、被保険者が扶養することとなった事例  
・父が母の生計を維持していたが、父が亡くなったため、被保険者が扶養することになった(その逆も含む)  
・親が兄弟姉妹の生計を維持していたが、親にかわり、被保険者が扶養することになった  
・兄が親の生計を維持していたが、兄にかわり、被保険者が扶養することになった 等

- 1. 個人番号届「必要」住民票「不要」**  
京阪電鉄労働組合  
琵琶湖汽船株式会社  
株式会社樟葉パブリック・ゴルフコース  
京阪園芸株式会社  
京阪シティ造園大阪株式会社  
京阪産業株式会社  
株式会社ガーデンミュージアム比叡  
比叡山自動車道株式会社  
株式会社かんこう  
株式会社京阪レストラン  
大阪水上バス株式会社

- 2. 個人番号届「不要」住民票「必要」**  
(住民票は「個人番号記載なし」を用意下さい)  
京阪ホールディングス株式会社  
京阪電気鉄道株式会社  
株式会社京阪ステーションマネジメント  
株式会社京阪エージェンシー  
株式会社京阪レジャーサービス  
株式会社京阪百貨店  
株式会社京阪ザ・ストア  
株式会社京阪流通システムズ  
京阪電鉄不動産株式会社  
株式会社京阪ビジネスマネジメント  
叡山電鉄株式会社  
株式会社ホテル京阪  
株式会社ホテル京阪マネジメント  
京阪アセットマネジメント株式会社

(令和2年8月13日現在)

個人番号届・住民票提出区分